

草津栗東行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり決定し、公表する。

令和7年1月23日

草津栗東行政事務組合監査委員 井之口 秀行
草津栗東行政事務組合監査委員 横江 政則

定期監査結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項および第4項）
2. 監査の根拠 草津栗東行政事務組合監査委員監査基準に準拠し実施した。
3. 監査期日 令和7年1月10日
4. 監査の着眼点と実施内容
事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係資料および財務事務の執行を調査するとともに、関係職員から業務の執行状況について聴取した。
5. 監査の結果
事務処理状況等は概ね適正に執行されていると認められた。引き続き適正な事務の執行に努められたい。
6. 指摘事項
なし
7. 所見事項
令和6年度から令和7年度にかけては、事業者選定・契約締結があり、契約後は速やかに造成工事・建築設計に取り掛かる必要があることから、組合事業においては特に重要な時期である。
①業務が特定の職員に偏らないよう、組織内で十分に情報共有を図り、組織一体となって取り組まれたい。また、事業において想定されるリスクについて事前に組織内で確認しておくなど、リスクマネジメントに努められたい。
②職員の健康保持に十分配慮し、業務内容の精査および平準化を図ることで、時間外勤務を必要最小限にできるよう努められたい。また、現体制での事業遂行が維持できるよう、引き続き、構成市に対し人員配置の具申を行うこと。